

農地改良に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、農地の改良に関し、必要な指導を行うことにより、農地法に違反する転用行為を未然に防止し、優良農地の確保及び農業生産、農業経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 農地改良とは、農地を改良し、もって農業生産性を向上させることを目的として行われるもので、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、下記要件に該当しないものは、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく所要の手続きを行うものとする。

- (1) 農地所有者又は耕作者の意思により行うもの（請負による場合を含む。）であること。
- (2) 耕作に適する土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）を用いて埋立て盛土する行為、又は土壌を掘削して、環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等（肥料取締法でいう特殊肥料、地力増進法による土壌改良資材等）を投入する行為であること。
ただし、掘削、盛土、堆肥等の投入の行為であっても農業用機械による日常の農地の耕作に関する行為は、届出の対象としない。
- (3) 当該地及び隣地の耕作に支障のない時期（作付けしている主作物の収穫後から作付けの間）に短期間（3ヶ月以内）で行うものであること。
なお、この期間により難しい場合には、事前に農業委員会と協議するものとする。

(届出)

第3条 農地改良を行おうとする者は、事業実施前に農地改良届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 位置図
- (4) 公図
- (5) 工事設計図面（土を盛る場合は、断面図）
- (6) 現況写真（遠近各1枚）
- (7) 小作人が行う場合は、土地所有者の同意書（様式第3号）
- (8) 境界や周辺に影響を及ぼす場合、隣接地の権利者の同意書（様式第3号）

(農業委員会の指導)

第4条 農業委員会は、農地改良届が提出されたときは、近隣農地等に及ぼす影響を審査し、かつ、改良した農地が有効利用されるよう指導助言を行うものとする。

2 現地調査などにより、施行状況の監視指導に努めるものとする。

(報告)

第5条 農地改良届出書が提出されたときは、前項に規定する審査及び指導等の内容を含めて、農業委員会総会に報告するものとする。

2 第6条の規定による完了報告があったときは、総会に報告するものとする。

(事業の完了及び確認)

第6条 届出者は、事業完了後直ちに農地完了届(様式第4号)に完了写真を添付し、農業委員会に提出するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めないものについては、別に会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。